

# 対馬市結婚新生活支援事業（令和3年度対象事業事例イメージ）

## 基本事項

### ■申請の可否及び期間並びに対象経費等については下記が基準となる。

- 婚姻日 : 令和3年4月1日～
- 補助対象経費 : 令和3年1月1日～申請日までに支払った経費
- 申請可能期間 : 令和3年4月1日～令和4年3月31日  
※婚姻日が令和4年1月1日～3月31日の場合、R4年度申請も可
- 婚姻日の年齢 : 夫婦のうち年齢の高いほうが39歳以下
- 夫婦の所得 : 400万円未満（算出方法は下記の通り）

## 所得に係る事例

①	夫 収入額553万円 妻 収入額なし	所得額398.4万円 所得額なし	⇒	合計所得額398.4万円 ⇒申請可能
②	夫 収入額350万円 妻 収入額200万円	所得額237万円 所得額132万円	⇒	合計所得額369万円 ⇒申請可能
③	夫 収入額400万円 妻 収入額200万円	所得額276万円 所得額132万円	⇒	合計所得額408万円 ⇒申請不可

夫婦の年間の奨学金返還額が9万円以上あれば…  
合計所得額（408万円－9万円）＝399万円⇒申請可能

## 給与所得の計算方法（令和2年度～）

① 給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	② 給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40%-100,000円
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30%+80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20%+440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円（上限）

### (所得額) = ① - ②にて算出

※当該年度に奨学金の返還額があれば、当該額分を控除。

※（出典）国税庁ホームページ  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1410.htm>

(注) 同一年分の給与所得の源泉徴収票が2枚以上ある場合には、それらの支払金額の合計額により上記の表を適用してください。

## 婚姻日等に係る事例

### ■住居費（賃貸物件の場合）

・婚姻日：R3.5.1  
・R2.12.1から対象物件にて結婚前提に同居開始。 ケース①

・申請可能期間：R3.5.1～R4.3.31  
・対象経費：家賃等 : R3.1.1～申請時点の支払分  
※敷金・礼金等：×（1月1日以前支払）  
引越費用：×

・婚姻日：R3.11.1  
・R3.12.1から対象物件にて結婚前提に同居開始。 ケース②

・申請可能期間：R3.11.1～R4.3.31  
・補助対象経費：家賃等：R3.12.1～申請時点の支払分  
※敷金・礼金等：○  
引越費用：○

・婚姻日：R4.3.1  
・R4.2.1から対象物件にて結婚前提に同居開始。 ケース③

・申請可能期間：R4.3.1～R4.3.31  
・補助対象経費：家賃等：R4.2.1～申請時点の支払分  
※敷金・礼金等：○  
引越費用：○

・申請可能期間：R4.4.1～R5.3.31  
・補助対象経費：家賃等：R4.2.1～申請時点の支払分  
※敷金・礼金等：○  
引越費用：○

奨学金返還支援補助金の受給相当額は除く